

明治政府の大学校構想と京都学校問題

熊澤 恵里子

はじめに

明治初年に新政府が抱えていた大学校問題は、きわめて政治的な課題であった。「王政復古」というスローガンは京都の皇学（国学）派を元気づけ、以後皇学と漢学の両派はどうちらが優位に立つかにしきを削ることになった。さらに遷都により生じた「東西」大学校の問題は東京と京都という新たな対立の構図をつくり出した。京都に発した大学校問題は政府を悩ませ、結局は大学本校廃止、京都学校廃止というかたちで決着を見る。

本稿では明治政府最初の学制改革について、政府の大学校構想における王政復古と人材育成という二面性を明らかにし、京都学校問題とは何だったのか、その実態を検討する。

改革の経緯は大久保利謙、倉沢剛らにより詳しい検討が、「日本近代教育百年史」、「東京大学百年史」で通史的研究が行われている^①が、史料が不足しているために不明な点も多く、再考の余地が残されている。先行研究では大学校問題を実質的に大学大丞以下事務

官と教官・生徒レベルの議論として捉え、大学別当や政府関係者が積極的に関わっていたことはさほど重視していなかつた。しかし、拙稿^②によつて大学別当松平慶永や大学校御用掛田中不二麿、福羽美静といった大学上層部や広沢真臣、大隈重信ら政府の人々が人事面および教育内容の選択にも深く関わっていたことが浮上してきた。また京都の皇学派についても、東京の学制改革に最後まで大きな影響力をもつており、大学当局が京都学校の廃止に向けて政府に積極的に働きかけていたことが明らかになつた。このような研究成果から、①政府は大学校建設にどのようにかかわっていたのか、②

皇学派の拠点である京都学校の実態はどのようなものであつたのか、という二つの新たな疑問が生じた。①については、大久保利通、木戸孝允、伊藤博文の学校に関する建言が周知であるが、さらなる史料の検討が必要である。本稿では皇学派と維新官僚の大学校構想に焦点を当て、両者の抱える問題点を明らかにする。また②に関しては、先行研究では学校規則、教官および生徒名簿等の紹介を中心としており、具体的に踏み込んだ研究は行われていない^③。本稿では、

漢学教官筆頭であつた加藤有隣の日記を中心にしてその実態を検討する。また、これまでほとんど取り上げられていない京都学校の経費問題を考察し、政府が京都学校をどのように位置づけていたのかを明らかにしたい。

1. 明治政府の大学校構想

王政復古後まもなく、新政府においては、人材養成のための政府教育機関の設置が検討された⁽¹⁾。明治元年（一八六八）七月には早くも大阪に舎密局が置かれ、九月には京都で漢学所、皇學所の開設が相次いで決定した。しかしこの一方で、東京における旧幕の教育機関の接收が進められ、明治二年（一八六九）初頭、東京遷都が具体化する中で大学校問題が表面化したのである⁽²⁾。

（1）「東西同一」大学校

明治二年（一八六九）一月二十四日、京都の太政官会議で政府人事や東京遷都などとともに、学校の件について岩倉具視から案件が提出されている。その内容は、東京での大学校規則作成の際には「東西同一」、すなわち京都の皇學所、漢学所も同様に処遇されなくては不都合を生じるので、両学所の学校掛三名に東京行きを命じてほしいというものであつた⁽³⁾。ここでは、すでに新政府が遷都後を想定した東京大学校の学制取調に着手しようとしていたことが窺える。「東西同一」という発想は、なにも学校に限つたことではない。

天皇の東京滞在中、留守諸省として「京都兵部省」、「京都出張大蔵省」、「京都彈台出張所」などを京都に設置する措置が取られていた。この「東西」大学校は、学校掛を勤めていた長谷川深美（昭道）の建言によると言われている。長谷川案は、兩大学校で「府藩県学校」を東西に二分し管轄するというものであった。建言では、明治元年九月の皇學所、漢学所規則に「國体ヲ弁ジ名分ヲ正スペキ事」、「漢土西洋之學ハ共ニ皇道之羽翼タル事」、「虛分空論ヲ禁ジ、著實ニ執行シ、文武一致ニ教諭可致事」、「皇學漢學共、互ニ是非ヲ争ヒ、固我之偏執不可有事」と定められたことに触れ、東京における学制取調を「御趣意ニ齟齬仕、本末之分未ダ甚明カナラズ、文武一致之御趣意未ダ徹底不仕、御教學ノ御大本難相立」と批判している⁽⁴⁾。

全国を二分して管轄するという長谷川案は採用されなかつたが、東京で学校掛、さらには大学大丞を勤めた松岡時敏は次のような「東西」大学校を構想した。引用に際しては○印の注は（ ）に入れ、割注は〔 〕で示した。

大学寮「大小□□音恭ニアラス」

学校ノ東京ニ在ヲ太学○（漢土ノ國子監ニ□ツヘシ）校ト云西京ニアルヲ西京大学校ト云○（是大学校ハ大小ノ大ニシテ音恭ニアラス、至尊ノ西京ニ在セ給ヘハ称シテ太学トシ東京ヲ以テ大学校ト称ス、今至尊東京ニ在セ給ヘハ東京ニ在ヲ太学ト称スルナリ）〔單ニ大学校ト称スルヲ許サス、西京ノ字ヲ冠シテ別ヲ示ス〕其制東京ヨリ小ナリ、其府ニ在ヲ府学ト云、藩ニ在ヲ藩学ト云、縣ニ在ヲ縣学ト云、三学皆太学校ヨリ頒ツ所ノ学規

ヲ遵守シ、術業ヲ広メ人材ヲ儲ルヲ以テ務トス、而シテ西京大

学校「コレ朝廷ヨリ設ル所ニシテ大学別当ノ管轄スル所ナリ、

京都府ノ管轄ニ非ス」ハ、専ラ親王華族諸官人ノ平安ニ居ル者

ヲ教ヘ兼テ府藩県ヲ士庶人ノ入学ヲ許ス、惟ソノ寮ニ貢士ヲ置

ヲ許サス、之ソノ制ノ東京ヨリ小ナル所ナリ「府藩県ノ学ハ其

制大ト云トモ大学○（校）ト称スルヲ許サス中学（校）ト称ス、

惟東西京ニ在ヲ以テ大学校ト称シ、至尊ノ在セ給フ所ニ因テ尊

称シテ太学ト称スルナリ」⁽³⁾

とあって、松岡は、東京大学校—（西京大学校）—府学・藩学・県

学という國式を描いている。西京大学校は朝廷の学校だが学規など

は東京の管轄下にあって、専ら華族達の教育にあたるという。諸藩

の貢進生を持てないという点から、ここで広範な人材教育は期待

されていない。松岡は、西京大学校に敬意を払いながらも、全ての

学校を東京大学校の傘下に収める体制を考案している。また、天皇

の在所を「太学」と呼んで「大学」と区別し、京都「大学」に対する

東京「太学」の優位性を理論づけた点に注目したい。この構想が

いつ作成されたかはわからないが、いずれにせよ、このような「東

西」大学校構想を持つた松岡が、明治二年一〇月に大学校取調掛と

して「京都学校取建」のため京都へ派遣された点は興味深い。だが、

松岡の学校構想とは裏腹に、実際の京都学校は東京の「大学規則」

制定を待たずに「大学校代」として見切り発車してしまうことにな

る。

（2）王政復古と人材育成

「東西」大学校の問題は明治三年（一八七〇）八月に京都学校が廃止されるまで容易に解決を見なかつたが、そこにはやはり「皇國之学」と称した皇学派に対する遠慮があつたと考えられる⁽³⁾。

皇学派の主張＝福羽美静・長谷川深美・玉松操・矢野玄道

明治元年（一八六八）、後に大学校御用掛も務めた神祇少副福羽

美静は、長崎の耶穌教問題に触れる中で、

（前略）皇國は、皇國の神道有之義ニ付、夫ニ異なる教ハ一

入入不申國法故ニ云々と申候ハ、明日之条理と奉存候、乍併

彼より左候て天竺之佛教はいかゝしてゆるし候哉と問可申候、

其時答可申は是全く、皇國古代の大あやまりにて候、右をあや

まりて、国内ニ入候より國威も衰へ候、乍併最早千年之余染込

候義故、一時ニ廢絶いたしかね漸を以廢候工夫ニてかくくの

次第二候、右前敗にとり弥以洋教を嚴禁いたし候と申候ハ、

彼より申分ハ有之間敷候、基督教も異國之道申上候ニて一隅をの

ミ守り申偏見ニてハ無御座候、乍恐御洞察奉願上候、頓首⁽⁴⁾

と、「皇國」の教は「神道」であつて、「異國」の教である耶穌教は

もちろん基督教についても嚴禁することを岩倉へ建言した。このよう

な対決姿勢は「大ニ御國家御実用ノ大学校ヲ興」すことを説いた長

谷川深美も同様で、「洋学所ヲ開成ト唱候義ハ、不当ノ名称ニ御座

候」と一步も譲ることがなかつた⁽⁵⁾。これは明治元年十二月、皇

来一四日 皇学所御開講被 仰出候間（中略）近來 皇國之學
相衰外國へ対シ候而も不都合ニ付、今般更ニ 皇國學盛大ニ御
振起被遊度 思召ニ候間、各御一新之 御趣意ヲ奉戴シ異日國
家之大用ニ相立候様一同奮發勉強可致旨 御沙汰候事（後略）⁽¹²⁾
と对外關係を強く意識し、「皇國之學」を日本独自のものと位置づ
けている。この後大学校では、皇学派の主導によつて明治二年（一
八六九）八月の東京における学神祭の実施、九月の集議院での祝
奠・漢籍廢止の諮問へと展開していくのである。

皇学派は一方で王政復古による皇学首位を自認しながらも、他学
派の存在を認めることはなかつた。皇学派の急先鋒であつた玉松操
(真弘)と矢野玄道は、明治三年四月に弁官宛に建白書を提出して
いる⁽¹³⁾。そこでは、政府の皇学首位という教育方針にもかかわらず
漢学が同等に扱われてゐることに強い不満を述べている。さらに、
大学は「皇都」京都にあるべきで、東京を府学にするよう主張した。
では、このような皇学派の主張を政府はどう受け止めていたので
あるつか。

維新官僚の主張＝木戸孝允・大久保利通・副島種臣ら

東京遷都が決定的となつた明治二年（一八六九）二月、木戸孝允
は大村益次郎へ京都の様子を伝える中で、「平田大学と歎申学者
主上之御前へ出講訳と歎申候由、一日も遅しと思ひ候時節また次第
にあとすだりをいたし候而は入り入候ものと相考申候⁽¹⁴⁾」と述べ、
平田鉄胤の天皇への講義を時代に逆行するものとして、批判してい
る。木戸は開明派官僚として知られ、早くから学校教育の重要性を

説いた。明治二年二月一七日付の国元の鈴木直枝宛書簡では東京の
開成所、横浜の「仏学校」、築地の「海軍学校」、横須賀製鉄所に関
する情報に加えて、「箕作貞一郎塾は學風も宜敷様」と書き送つて
いる⁽¹⁵⁾。少なくとも木戸が洋学教育に注目していたことが窺われる。
木戸は、大学校御用掛の田中不二磨や大學大監秋月種樹とも親交が
あつた。大学校問題が暗礁に乗り上げた明治三年六月六日、木戸の
日記に「秋月公來訪、學校の規則等相談す」と記されており⁽¹⁶⁾、大
学の善後策について何らかの意見を与えたものと思われる。

一方、大久保利通は明治二年一月に岩倉の諮問に答えて提出した
「政府の体裁に関する建言書⁽¹⁷⁾」の中で、学校教育の必要性につい
て説いている。そして、その基礎を構築するには「速ニ公卿諸侯藩
士ノ内精撰抜擢シテ政府是ヲ雇ヒ、其費用ヲ弁シ、洋行遊學ノ法ヲ
設ケ、人材ヲ造ルヲ第一トス」と述べ、洋学による人材教育を示し
た。大久保は明治元年（一八六八）に、「各國政體律令取調掛り人
名 学校取調掛り人名⁽¹⁸⁾」を岩倉へ差し出しておき、そこで学校取
調掛として内田正雄、箕作麟祥、細川準一郎、福澤諭吉の名前を上
げている。また、「福澤義御受申上マシクトノ説モ有之候得共、尚
御取調可有之」、「其余大概德川藩ニテ人物モ宜ク候得共、箕作ハ頗
ル狡猾ノ由、細川ハ土人ト云」、「内田ハ朝臣被仰付置候カ、學校ニ
出サレ候トノ説モ有之、尚御取調」とコメントを加え、「右一應御
用掛ニ而御試之上、夫々可然人物ハ御登庸有之ヘシ」と結んでいる。
「各國政體律令取調」と並立して「學校取調」が検討されているこ
とからも、この場合の「學校取調」は歐米を意味している。維新官

僚は、まず歐米に対抗できる人材を育成する」とこそ急務と考えていたといえよう。

幕末期に伊藤博文とともに英國留学を果たした井上馨は、副島種臣宛書簡で「一日も早ク学校ヲ立、學向方向を付、技芸者ヲ作ルヲ富國之為基本⁽¹⁹⁾」と述べ、西洋列強を意識した教育觀を示した。「技芸」とは洋学教育によるものと理解できる。また江藤新平は「學ハ道芸ナリ、本文所論ハ道ノ學ナリ、固リ學校之設不可忽、但芸學ヲ不開サレハ不可ナリ、芸學校も方今之急務ナリ⁽²⁰⁾」と述べ、「皇國」の道とともに洋学教育も不可欠であることを認識していた。後に外務卿に就任した長崎府知事澤宣嘉は、明治元年に「學校之儀ハ人材生育之場所ニ付、朝廷ハ元より府藩県ニ於而も盛ニ相成候様致シ度存候事」、「此儀ニ付而者、是迄之學風ニ而ハ兎角頑固ニ落易ク嘆息仕候間、何卒実事ニ被用候様制度相立度存候」と岩倉へ申し入れている⁽²¹⁾。翌二年四月の建白では、「和漢古今鬼角虛設ニ相成実効無之義ハ慨歎ノ至ニ存候、必意ハ制度規則不相立候処ヨリ起候事ト存候⁽²²⁾」と「和漢」の弊を指摘し、早急な學規の制定を促した。

明治二年一〇月に大学校御用掛にも任命された副島種臣は、大学校問題では大学別当松平慶永や大学大丞楠田英世らによる洋学採用に反対して、教官・生徒の側に立つた守旧派と見られているが⁽²³⁾、必ずしもそうとは言い切れない。副島は、「前略」「コード・ナポレオン」即ち仏國那翁法典の原書を求めたるに、之を横浜から中野健明と云ふ者が持つて来て私に呉れた、それで私は直ちに其事を政府に上申して箕作麟祥氏に該

「ナポレオンコード」の翻訳を命じた、此一事は明治二年の事であつた（後略）⁽²⁴⁾

と後に語つているように、洋学にも非常な理解を示している。この翻訳を半年後に太政官へ進呈し、それを江藤新平が司法省組立のために使用したというのである。事実、箕作は明治二年一二月二七日、「仏蘭西法律書翻訳被仰付候處、日夜勉勵速ニ卒業候段苦勞之至ニ候、依之別紙目録之通下賜候事」と、政府から「御目録百両」が与えられている⁽²⁵⁾。

以上のように、政府の主立つた官僚は「皇道」を掲げながらも、人材教育には洋学が不可欠であることを痛感していたと考えられる。したがって、排他的な性格をもつた皇學派の主張は大いに政府を悩ませ、後述するように政府は京都學校の設立をけん制し、あるいは無視するという対応を取った。皇學派がその學問および祭祀を忠実に具現化すればするほど、近代的な人材育成との距離が開いてしまうというジレンマに、多くの官僚は王政復古直後から気づいていたと考えられる。

（3）政府の大学校構想の転換

明治二年（一八六九）一〇月末に東京では、皇漢洋の三學合併による大學校建設が決定した⁽²⁶⁾。大學別當松平慶永の書簡集「魚雁錄」の分析により、すでに一月一六日には學規案が完成し慶永から大學大監秋月種樹へ回覧されたことが明らかである⁽²⁷⁾。「大學規則」の原案では、「學體」として皇國の道を説く一方、具体的な学科内

容は洋学を参酌したものになつてゐる⁽²⁸⁾。この学規案作成には大学取調局が大いに関わつてゐたと推測されるが、同年九月に皇学者玉松操と矢野玄道は「規則等取調被免⁽²⁹⁾」とあることから、実質的には洋学者の箕作麟祥や内田正雄を中心に取調が行われたといえよう。同月には大学行政と教育を分離する決定がなされており⁽³⁰⁾、学規作成は大学本校教官や生徒に関係なく進められた。だがこの結果、明治三（一八七〇）年二月に「大学規則」が成立すると、その洋学重視の内容と大学行政権を巡つて皇漢両派の教官・生徒が厳しく大学大丞の責任を追求し、「廢丞」の建言書を慶永へ提出するまでに至るのである⁽³¹⁾。

ところで、大学本校で「廢丞」論が沸騰している最中の五月一四日、大学大丞楠田英世の処遇をめぐつて同じ佐賀藩出身の坂部晋三郎から大蔵大輔大隈重信へ密書が出されている。

（前略）最早御承知相成居可申、楠田大丞事大学書生よりして彈台議論さし起り候趣キ先申さば此度學制之改革ニ惰生之難渋より事起り大丞之職ヲ廃し博士ニ事ヲ掌シメントノ論惣而楠田事自分ハ不勤等いたし只書生之上ノミ嚴ニシ万事教官ノ上迄も專ニシ抑一昨年来再び北越ニ趣キ其功も無之杯ト申立、太政官も是ニ動キ学校も搖され副島參議島少監杯も是ヲ信シ、昨今之廻右ニ付而教官書生より之候ヲ朝裁ヲ仰クトカ別當より太政官江持出候趣、尤未為何御差図ハ無之候得共此ノ勢ニ而ハ楠田事転官歟免職歟ニ相及可申、実ニ當人之為ハ不及申節角学制之変革ニ而ハ以後人才も出来可申候處此節論行れ候ハ、

無用之神学歟又ハ宋儒之学歟ニ而人ヲ愚スルノ学問ニ落ちも可致歟、其上丸山一派且矢野茂太郎之様成者共も前断議論ニハ助勢共ハ不致候哉左様之風聞も有之、兎も角も天下之為ヲ思ヘバ此度ハ是非共楠田之為尽力當分成共打続奉職有之候様仕度、去迪僚輩之周旋ニ而ハ難被行候間老兄篤ト御勘考被成下候（後略）⁽³²⁾とあり、皇学と漢学の弊を示して今回の学制改革の意義を訴え、楠田の大学大丞懸念を依頼している。坂部はこの騒動に矢野らが加担することを懸念した。楠田は明治二年九月に皇学漢学の対立を收拾するために大学大丞に着任しており⁽³³⁾、岩倉、木戸や大隈といった政府の後ろ盾もあつたことは容易に想像できよう。

政府は最終的に「廢丞」論は退け、生徒へ「建言之趣に候得共御政体にも致関係當時御変革難相成に付、丞教官共同心尽力可致旨申達候」と指示した⁽³⁴⁾。

王政復古と人材教育という相異なる課題を内包した政府の大学校構想はここに至つて大きな転換を試みた。大納言徳大寺実則は岩倉へ「兎角校中居合廉教官生徒等粉耘議論相生辯も此併ニテハ治リハ六ヶ敷く候間、一時御廢止ニ相成追々御精撰大丞教官等も被仰付候方可定御評決ニ相成候⁽³⁵⁾」と大学本校の廃止を報告している。政府は本校廃止によつて、皇漢洋の対立を終結させようという積極的な手段に出たのである。これは、大学においてひとまず王政復古と人材育成を切り離して考えようとする意志の表れであつたと受け止められる。

2. 京都学校の実態

大学本校は明治三年（一八七〇）七月に廃止されたが、京都学校は太政官令により廃止が通達される同年八月まで存続していた。しかし開設当初から、漢学採用にたいする皇学派の反発は強く、大きな問題となっていた。

（1）「大学校取調局」の設置

京都では皇学所、漢学所の廃止後に「大学校取調局」が設置された。『大学雑記』⁽²⁸⁾によると、明治二年（一八六九）九月二〇日に早くも「大学校門札」を至急用意するよう命が下っている。丈ヶ曲尺五尺、巾一尺三寸、厚サ一寸五分（約一五一×四〇×五センチ）という門札は、学神を元皇学所へ安置することに対し、「大学校代」門札として元漢学所へ掲げられた。学校取調局は一と六の日を休日として連日大学大丞澤宣種、皇学者山田有年等が参局していたが、当の大学校は開設のめどがなかなかなかつた。一〇月になると、元皇学所生徒らが大学校の早期開校を求めて取調局へ強硬な抗議を行つた。このような事態を收拾するためか、一〇月に大学大丞松岡時敏が「京都学校并大坂病院御取建ニ付、彼地へ出張被仰付候事」という太政官の命を受け、翌月、学神守護の大学少監豊岡隨資や大学大主簿大野研齋、大学史生高木瑞枝とともに京都入りする。同月二十五日には大学取調局が二条家に設置され、「少監以下之官員致出仕、規則商議等始庶務一切致取斗度候」と留守官へ伺書を提出

した。松岡が中心となつた大学校取調局では、皇学と漢学を合併した学校規則の作成が検討されている。一二月四日には仮規則を完成させ、「神典国典ヲ根本トシテ」授業を行うことを決定した。この学校規則は、かつて松岡が皇漢二派の対立を収拾するためには少丞三輪田元綱と連名で副島種臣に提出した案文を土台にしたものと思われる⁽²⁹⁾。松岡は、京都学校において「皇漢洋三学の名を廃し、洋学の名を廃して三学を併せて大学と称する」と、その主意を語っている⁽³⁰⁾。すでに一月に東京では水戸邸地所に三学合併大学校を建設することが決議されているので⁽³¹⁾、京都でもその方針に沿つて動いていたといえよう。

一方、「皇漢合併」を快く思わない玉松操（真弘）、矢野玄道らは別に「大学校御創建会議所」を設けて対抗した。一月三〇日に大学校取調局から留守官へ、妙法院里坊に掲げた会議所の掛札を撤去してほしいとの要請が出されている。しかし、留守官は、

妙法院里坊ニ大学校御創建会議所之掛札有之候間早々取扱ニ相成候様被申越候趣遂一覽候、然ル處右掛けハ最初其御校ニ而御掛リ之役々ニテ御掛置候事ニ而一切當公ニ關係無之事ニ付、此度取除方之義も其御校ニ而先ニ役々之方へ御引合之上御取扱有之候而至當と被存候間、此段及御答候也

と、そつけない。明治三年（一八七〇）四月に玉松と矢野が弁官へ宛てた建白書の条文に、

皇漢両学所御仮設に相成候節皇学所御用掛被命候へとも、初發聖諭之趣不被為替候故、元是非本仮両様の御規則に苦心罷在候

処、昨九月突然両学所被廢候砌右御用掛ハ被免候へとも、最初之大命も有之御順序を以て相考候へは、臣等職に在之事不容疑候処、臘末理不尽に真弘か守居候館の会議所標札御取除被成候段、何等之御处置とも難了解義留守官へ及対談候へども凡て

曖昧たる答に御座候故、此亦奉仰 御裁断候事。⁽⁵⁾ とあり、「會議所」が「最初之大命」、すなわち「皇道の御基本を立、天下人材を教育し、邪教の浸漸に未然に禦候御要務」を貫徹せんがためのものであったことがわかる。したがつて、皇学漢学を合併するという妥協策は、玉松らには容認できなかつたといえよう。この掛け札の件は、東京へ出仕していた大博士平田鉄胤と少博士西川吉輔が帰京した一月末に生じているが、彼らがどう関わっていたのかについては不明である。

(2) 「大学校代」の開校

明治二年（一八六九）一二月一〇日、京都学校は「大学校代」として仮開校した。これは東京の「大学規則」完成を待たずに、また、太政官の中止命令を無視して強行されたものであつた。

「大学校代」では、三日の午後には国典、八の日には漢籍の輪読が行われた。開校に当たつて漢学者加藤有隣は「大学校御用掛」、つまり教官を命じられ、中博士准席心得に任命された。加藤によれば、およそ二七名が御用掛を命じられたが、大博士准席矢野玄道と弟の矢野幸男は不参であったという。開校前日には御用掛と松岡、豊岡、澤らが学校規則や職員、祭祀等について打ち合わせている。

祭祀については、积奠と神祭のどちらを先に行うか検討したようだが、当日は別段何も祭らなかつた。⁽⁶⁾

開校日の祝宴で披露された歌に、教官らの心境を伺い知ることができる。中助教豊後肥田広瀬青邨の詩に、

大校新成開講時。合併和漢建皇基。鏗々劍佩值先進。肅々衣冠仰古儀。

神典好修天祖德。聖經亦作我邦師。恩波浴去堪慙愧。陪坐頻伝賜宴卮。

幸逢泰運聖明時。大学校成千歳基。郁々彬々文与質。蹌々濟々礼兼儀。

和魂自發漢材妙。神典更開皇道師。賜宴不遺迂拙老。恩波同酌掌中卮。⁽⁷⁾

とあり、「和漢」が合併し皇國の基礎となることを手放して喜んでいる。広瀬に限らず漢学者は「和漢」合併に活路を見い出したようである。加藤もかつて「予積年の辛苦文学にあり。然して、国学は其未た深く極めたる所なし。願くは国学館に入つて何也共賤役をうけ且つ自ら学ぶことを得ば幸甚也。⁽⁸⁾」と述べた。加藤は一二月二三日に初めての給料を受け取り、

予官禄を玉はる。三分の一仮御開校故也と四拾九両と錢百六十四孔也。神廟等へ備へ感泣再拝す。蓋大学校の給俸天祿をかく賜はるに至るは何故ならんと不思議也。⁽⁹⁾ と記している。仮開校のために支給額は大幅減であったが、「天祿」が下賜されたことに大きな喜びを感じてゐるのである。

「大学校代」開校は京都における皇學と漢學の対立を緩和させたかに見えたが、平田、矢野といった皇學者筆頭は出仕することはなかつた⁽⁴⁾。この頃東京では大学職員の大幅な削減と洋學中心の学規作成が進められ、加えて京都を府学にする件も再浮上していることから、矢野らの関心はもっぱら東京に向いていたとも考えられる。

(3) 「大学規則」成立と京都学校の廢止

明治三年（一八七〇）二月、ようやく「大学規則」が完成をみた。しかし、京都へ回覧された様子は全くなない。六月一八日には京都の大学校御用掛の楫取素彦の処遇について、その兄から木戸孝允へ問い合わせが出されている。素彦は、命により東下していた。

尊憲御再発之由（中略）扱弟進退之義相決シ度候処、此併ニ而帰洛候共要領ヲ不得事ニ相成リ、追々秋月公子其他掛りの方江促シ候江共、眼前御急務御多繁之央故、學校議江論及相成兼候哉ニも被伺候、尤此議江御論及之時節來り候得は決シ候ハ勿論ニ可有之、只弟竑日弥久ハ如何も無益ニ候間、早々西京引取福岡様申合此表御決定之學規西京江御廻し相成候件々受容可仕地場成りと構造仕置可申、第一西京も學校之御体裁府學ニ被仰付候歟又ハ此表江被準候歟之處御決差急き申、尚從来之三學鼎立争破却等隨分骨ハ折レ可申、弟モ一奮起仕り尽力仕候得ハ、只今之如冥々中ニ而ハ届兼候勢も可有之、無撋一先御用掛と申各ニ而も被下候得ハ可然哉、尤御存之国情も有之永任ハ出来兼候間、概略之目途立候得ハ退帰可仕故、何分ニ而も進退自由

ニ相成候様兼々其筋江含置□度、東下之結果相付候様仕度候、此辺縂而御相談仕候間、幸為弟宜御料理奉希候、其内思召も御座候得は御指揮伏而懇祈仕候頓首、拝具⁽⁵⁾

一方、表面では平稳を保っていた京都学校も元皇學所生徒による書籍盜難という事件を契機に皇學と漢學の対立が再燃している。加藤有隣は「學校鈴木登一条より大沸騰の由。就ては教官山田小博士・渡辺中助教・矢野小助教過日來引込の由。何れも國學師也。書生等を同伴出仕大議論也」と、その混乱ぶりを記している⁽⁶⁾。八月二三日の書生・教官の議論では、「先漢學を廢すべし。又老師上野廣瀬等に対し国書□勤め又は皇學に疎ならば教官を辞せよ⁽⁷⁾」という意見が出された。翌日、加藤は「平生教諭未熟故」と、辞表を提出している。

このような状況下、政府は京都学校を府学とし、御用掛は全て免職することを達した。京都学校の様子は、留守長官中御門経之へ次のように報告されている。

（前略）和漢之両学生異論区々、就中洋學生ハ独リ袴扈之勢有之、局中昼夜之議論沸騰遂ニ難制止勢ニ立至候而廢止之由、加之稽古書籍点数取調之際ニ至り候処、十二五六ハ生徒中内ニ壳却酒肴之御具ニ相成、甚敷ニ至而ハ則ニ條殿之御座敷向之内通床等上品之向籍ニ壳払、普通之下品ニ引換其員數を合候事件罕も有之、実ニ沙汰之限ト秘説ニ候、大主簿大野氏始誰彼とも謹

慎被 仰付之義ハ其趣意未詳候へとも暴論之一舉動有之故之由
(後略) ⁽⁴⁹⁾

加藤は京都学校について、「平田大博士は老衰の由にて出仕断り多く矢野中博士もなんやら京学には顔出しも不致、強て東京へ出頭相願避去り候」という状況ではあったが、「和漢の諸先生達も頗る調和程能く並行はれ、洋学も実切有用の処は酌入れ洋学者も追々出仕為致」、開校時には「百名足らずだつた生徒がこの夏には七、八百名に達するほどの盛況であったと述べている。また京都学校廃止については、「内には和学者のごたすた有り外には大蔵省の禁忌に触れ候處全くの病根と相見え申候。〔尤是迄月に惣計二千金の処府学校にては一千金にて受持承知致す由〕」と言ひ、原因が漢学と皇學の対立だけではなく、財政的な問題があつたことも示唆した⁽⁵⁰⁾。

3. 京都学校の経費問題

京都学校廃止に関しては、その一因が学校経費の調達にもあつたことが指摘できよう。経費問題が皇漢両学所開校の段階において生じていたことは、先行研究で触れられている⁽⁵¹⁾。

(1) 大蔵省と京都学校

京都学校の経費問題が政府内でどう議論されたのか詳細はわからぬ。しかし、明治二年（一八六九）八月二九日付の大学大丞澤宣種から大蔵大輔大隈重信宛書簡に「昨日於宮中御内示之京師大学校

入費之一紙今日御廻し無之故何卒御附札被下明一日十一字比ニ宮中大學校江御廻し相成候様至急ニ御手数願度存候、仍此段早々申入候也⁽⁵²⁾」とあるので、政府内で何らかの合意があつたことが窺える。「宮中大學校」とは「大學校取調局」のことを指している。だが澤の懇願にもかかわらず、大隈からの指示はなかつたようである。澤は九月二日付で「毎々申入候へ共京師學校之人員官祿之一紙御附札御出来次第何卒早々御廻しニ相成候様願度存候、此段申入候也⁽⁵³⁾」と、再度大隈へ申し入れている。大隈は京都学校への出費に消極的であったようだが、九月中には太政官から「月給并一ヶ月ニ金三千兩ツ」、支給されることが達せられた。しかしこの措置に対しても、大學少監豊岡隨資は「即今官制御革正後ハ諸向不残官祿ト御定ニ相成候處京師學校ノ職員ノミ月給ニテハ如何之義にも候哉奉存候、其為念一応奉伺候也⁽⁵⁴⁾」と、京都学校のみが月給支給によるものとして弁官へ回答を求めている。京都学校以外にも開成学校や昌平学校等も月給払いを採用していたが、豊岡が指摘するように、政府が意図的に「官祿」ではなく「月給」を適用したとすれば興味深い⁽⁵⁵⁾。このように京都側の再三の要求により学校経費の支給額は決定したが、経費が実際に月々支払われたかどうかについては不明な点が多い。「大學校代」は開校したが、「仮」ということで給金は三分の一で勘定されている。一月二三日の大蔵省からの受取高は千五百両であつたが⁽⁵⁶⁾、翌三年（一八七〇）一月一七日の受取高は千両に減額されている⁽⁵⁷⁾。その理由は「當時學校廢止中之義、大蔵省ニ而取扱難致」というものであつた。三年二月一〇日には、大学から弁

官へ「京都学校月費三千金ニ御治定相成、其後學校取建可見合候旨御沙汰有之候処、先般仮開斎之儀留守官ニテ御達ニ付而は從前御治定之通至急御渡シ相成候様出張之官員申越し候条、宜御取計有之度候事⁽⁸⁾」と要望が出されている。

大蔵省の取調掛が作成した明治二年一〇月から三年九月の見積には、学校諸経費の年間予算は昌平学校が金九千六百両、開成所一万八千両、医学所三万六千両と記載されているが、京都学校の予算は全く計上されていない⁽⁹⁾。京都学校の予算に関する議論について、加藤有隣の日記には以下のように記されている。

丸山佐久良大学校大蔵省費財に乏し⁽¹⁰⁾と云。大野も然らば我等月給半を削つて献納す可し。太政官已下従つて一同可然と罵る。一声四壁に震ふ。集議院と太政官の間遂に一月京学に千金と定むる。尚不足と遂に三千金と定めたる由。⁽¹¹⁾とあり、大蔵省はもとより政府自身が京都学校への出費に消極的であつたことが窺える。

(2) 京都学校経費の実際

では、実際に京都学校はどれだけの経費がかかったのか。明治三年（一八七〇）二月に澤大学大丞が留守長官へ提出した「大학교正月御入用清算仕上帳⁽¹²⁾」に窺い知ることができる（【史料】参照）。実際の経費は当初予定していた月額三千両を大幅に下回ったが、これは職員の給金が三分の一という理由からであろう。経費には、「表講義之席教官江御貸相也候処代」の「直垂」の代金壱両や

大野大主簿の「東下之節給り金」百両といった出費も含まれていた。

明治三年七月の弁官宛の大蔵省上申に、

西京大학교之儀是迄同地留守官ニ於テ致管轄居候処、官員月給ヲ始メ兎角諸失費莫大之事ニテ甚々不体裁ノ事ニ存候、就テハ幸府学御取設ノ御趣意モ有之、旁従來ノ学校ハ指シテ御廢絶迅速府学ノ体裁ニ御改正管轄之儀ハ彼ノ府へ被仰付度、自然及遲延候節ハ隨テ冗費モ可相嵩候間早々御決議有之度趣京坂在勤ヨリ申越候得トモ、右ハ一ヶ月金千両ノ定費定額過日御取極相成候ヲ未致承知事ト存候、尚御達前ニ候ハ、早々御達有之度、扱又兼テ府学御取建ノ儀ハ如何御確定相成候哉相伺度、弥右御確定ノ上ハ同地留守官へ從来ノ学校ハ斷然御廃止相成候ニ付、早々京都府可引渡旨御達有之度、此段申進候也⁽¹³⁾

とあり、京都学校の維持には必要以上の経費がかかることが窺われる。大蔵省は京都学校を府学とすることに積極的であった。しかしだからといって、これは大蔵省が教育費を渋っていたことには必ずしも結びつかない。大蔵省の決算報告によれば、明治二年一〇月から三年九月にかけての「学校・病院」の歳出は一二万三千六百十二円四十五銭七厘で、二官六省に比べても、兵部省、宮内省、開拓使に次いで多い⁽¹⁴⁾。官員および外国人給料や海外留学費は別途の歳出となつていて。

おわりに

明治政府は成立直後から新しい時代に向けての学校建設を模索し、国家の人材育成の場としての大学校を頂点とした学制改革を行おうとした。皇学派は王政復古の舞台である京都への大学校設置を当然のものとして期待したが、遷都によつてその思惑は揺らいでしまう。本稿で考察したように皇学派の主張する学問は維新官僚のいふ人材育成に必要な學問・技芸とは明らかに溝があつた。東京の大学当局は表向き彼らの主張に譲歩していたが、他方では着々と洋学中心の学規作成を進めていた。大学校建設には、人材育成という政府の意向が着実に反映されていたのである。それは本稿で明らかになつたように、「大学校代」として開校した京都学校が予算の上でも冷遇され、府学とされたことにも裏付けられる。また一方、京都学校自体も、あくまでも大学校における學問的・政治的首位獲得を目指す皇学派によつて混乱をきたしている。これまで京都学校における漢学派の動向はほとんど知られていなかつたが、意外にも皇学を自ら学ぼうとする教官までいたことが本稿で明らかになつた。京都の皇学派がその後どのような展開を見せたのかは、今後の課題としたい。

註

引用史料は、原則的に旧字体を新字体に改め、読点を加えた。割注は「」で示し、闕字はそのまま一マス空けにした。

(1) 大久保利謙『明治維新と教育』、吉川弘文館、一九八九年。倉

澤剛『学制の研究』、講談社、一九七三年。『東京帝国大学五十年史』上冊、一九三二年。国立教育研究所編『日本近代教育百年史』3、学校教育1、一九七四年。東京大学百年史編集委員会編『東京大学百年史』通史1、一九八四年。

(2) 熊澤恵里子「大学規則」成立過程に関する一考察——大学別当松平慶永『魚雁錄』を中心として——』(『研究論文選集』4、早稲田大学大学院文学研究科教育学専攻山下研究室、一九九九年、一〇二四頁)。

(3) 前掲『明治維新と教育』。尾形裕康「明治初期皇漢洋三学派の抗争」(『社会科学討究』第一卷第一号、早稲田大学社会学研究所、一九五六年、一四一—一八一頁)。

(4) 「官中日記」第二、史官、從慶応四年戊辰五月廿七日到八月三十日(各種日誌・日記、国立公文書館蔵)。

(5) 漢学者加藤有麟の日記に「大学校且遷都の奇談あり。尤機密」(明治元年一二月二七日条、『榎陰年譜』笠間稻荷神社、一九七九年、六八二頁)、「遷都学校の議あり」(明治二年正月一〇日条、同前、六八八頁)と記されている。

(6) 日本史籍協会編『大久保利通文書』三、東京大学出版会、一九六七年復刻版、五六頁。

(7) 「学政建言 其の三」(信濃教育会編『長谷川昭道全集』下巻、二〇八—二二三頁)。

(8) 「大学学規国校規則等」(大久保利謙文庫、立教大学図書館蔵)。

引用文は、大久保論文では利用されていない。

- (9) 大久保論文では「王政復古教學としての國學」として、位置づけている（前掲『明治維新と教育』、三〇頁）。
- (10) 「岩倉家藏書類」明治元年（岩倉具視文書、国立国会図書館憲政資料室蔵）。
- (11) 前掲『長谷川昭道全集』下巻、二一〇～二一一頁。
- (12) 「官中日記」第四、史官、從明治元年戊辰九月朔至十二月廿六日、明治元年一二月一〇日条。
- (13) 「玉松真弘・矢野玄道 建白書」、宮内庁書陵部蔵。
- (14) 日本史籍協会編『木戸孝允文書』三、東京大学出版会、一九七一年復刻版、二六二頁。
- (15) 同前、二六四～二六五頁。
- (16) 日本史籍協会編『木戸孝允日記』一、東京大学出版会、一九六七年復刻版、三六〇頁。
- (17) 日本史籍協会編『大久保利通文書』三、東京大学出版会、一九六七年復刻版、一二頁。
- (18) 「岩倉家藏書類」明治元年。
- (19) 「井上馨書簡」、宮内庁書陵部蔵。
- (20) 「岩倉家藏書類」明治一年。
- (21) 「岩倉家藏書類」慶應丁卯十二月至明治戊辰正月起草書類及書簡。
- (22) 「議政官日録」明治二年四月、宮内庁書陵部蔵。
- (23) 「東京帝国大学五十年史」八九頁。
- (24) 「副島伯経歴偶談」、宮内庁書陵部蔵。
- (25) 「官中日記」第六、東京大史、從明治二年己巳九月十七日到同十二月晦。
- (26) 前掲『大学規則』成立過程に関する一考察—大学別当松平慶永『魚雁錄』を中心として—六頁。
- (27) 同前、六、二三頁。
- (28) 「岩倉家藏書類」明治元年。
- (29) 「太政官日記」明治三庚午十月間十日、留守官（記録材料、国立公文書館蔵）。
- (30) 前掲『大学規則』成立過程に関する一考察—大学別当松平慶永『魚雁錄』を中心として—五～六頁。
- (31) 「東京帝国大学五十年史」七五～八二頁。重野安繹編『海南遺稿』付録、一八九一年、四七丁オ～ウ。
- (32) 日本史籍協会編『大隈重信関係文書』一、東京大学出版会、一九七〇年、二三三～二三四頁。
- (33) 「国学教官建白書等大学校関係書類八通」（副島家文書、国立国会図書館憲政資料室蔵）。
- (34) 「島大學少監 三通」（三条家文書、国立国会図書館憲政資料室蔵）。
- (35) 「岩倉家藏書類」明治三年。
- (36) 「大学校・学習院 大学雑記」十七（宮内庁書陵部蔵）。「明治己巳年九月 雜記 大学校調局書記」、「明治己巳歲十一月廿七日 雜記 大学校」「明治己巳歲十二月 雜記」等

が収められている。大久保論文および尾形論文で教官や生徒名簿、学課内容は紹介されているが、「雑記」の内容はあまり利用されていない。

(37) 「国学教官建白書等大学関係書類八通」、副島家文書。

(38) 「大学日誌」明治二年一一月二三日条(前掲「神陰年譜」八〇八頁)。

(39) 前掲「【大学規則】成立過程に関する一考祭——大学別当松平慶永『魚雁録』を中心として」四頁。

(40) 「玉松真弘・矢野玄道 建白書」。

(41) 「大学日誌」明治二年一二月八日条(前掲「神陰年譜」八一四頁)。

(42) 同前、明治二年一二月一〇日条(同前、八一六頁)。

(43) 「賜閑日記」明治元年一一月七日条(同前、六六一~六六二一頁)。

(44) 「大学日誌」明治二年一二月二三日条(同前、八一九頁)。

(45) 加藤有隣の日記によれば、平田大博士、矢野大博士とも出仕

せず、加藤は「無拋首坐」となっている(同前、八一六頁)。

(46) 「岩倉家藏書類」明治二年。

(47) 「大学日誌」下、明治三年八月二二日条(前掲「神陰年譜」八三五頁)。

(48) 同前、明治三年八月二三日条(同前、八三六頁)。

(49) 「乍恐風聞書」、中御門家文書、早稲田大学中央図書館蔵。

(50) 「大学日誌」下、明治三年一〇月一三日条(前掲「神陰年譜」

八五〇~八五一頁)。

(51) 前掲「明治維新と教育」一二八頁。

(52) 「澤為量書簡」、大隈文書、早稲田大学中央図書館蔵。

(53) 同前。

(54) 「華族家記」諸達願伺届調書(国立公文書館蔵)。

(55) 開成学校も月給制で、明治二年四月の「開成学校官員并月給取調帳」には、開成学校権判事の内田恒次郎と細川潤次郎が月給三百両、一等教授方百五十両、三等教授方五十両などになっている(明治二年自正月至六月「含要類纂」卷之拾一、諸達

掛合之部、帝国大学五十年史料、東京大学附属図書館蔵)。

(56) 「大学校・学習院 大学雑記」十七。

(57) 「明治三年備忘」、中御門家文書。

(58) 「京都学校月給請求書」、大隈文書。

(59) 「當日年十月ヨリ来午年九月迄御入用金凡積」、大隈文書。

(60) 「大学日誌」明治二年一〇月一九日条(前掲「神陰年譜」八〇六頁)。

(61) 「大学校 午正月御入用清算仕上帳」、中御門家文書。

(62) 「太政類典」学制、二七(国立公文書館蔵)。

(63) 「自慶応三年十二月至明治八年六月 歳入歳出決算報告」、大隈文書。

【参考史料】 大学校 午正月御入用清算仕上帳

金千両也

正月廿二日請取高

金四百六拾壹両式朱錢三百文

己十二月中遣払残

合金千四百六拾壹両式朱錢三百文

此払

金七百三拾壹両壹分壹朱

正月分

錢四貫九百六拾四文

官給渡

金四両也

給仕之者八人分給金

金拾三両壹分

小遣之者拾壹人分給金

金拾九両三分

同断扶持料相渡

金式両壹分式朱式百四十八文

用達大文字屋清左衛門扶持代遣

ス

金三両式文式朱八十六文

御供物

金四両二朱

酒三斗五升代

但、正月中神酒并出仕始之節祭奠後職員江も給り候事

金七両式分

肴百人前代

但、右同断之節御着代

但壹人前二付七百四十八文

金四拾三両二朱五拾式貫式百文

炭百七拾四俵代

金三分

但壹俵ニ付金壹朱三百文

金三份

松木拾五束

八拾八貫百文

灯油壹斗八升

但壹升ニ付四メ八百四十八文

五拾式貫五百文

奉書卷紙拾卷

金壹朱四百文

美濃巻紙式巻

金式分式朱式百四十八文

但壹枚ニ付三百廿四文

金式両三分

時斗仕直シ代

金式両百七拾八文

糊三枚

老メ式百七拾八文

但壹枚ニ付四百廿六文

金式両三分式朱

茶三十壹袋

但壹袋ニ付金式朱七百四十八文

但壹袋ニ付金式朱七百四十八文

金拾七両式分

大工方人足雇代

但、書籍調局營繕并本箱机類其外小遣部屋賄所等小繕ひ料

金拾八両三朱三拾貫文

鞍馬炭百俵買

上還代但壹ニ付金三朱三百文

掃帚五本

五貫五百文

但壹本ニ付老メ百文

箱火鉢落シ幣立

但壹ツニ付三百五十文ツ、

武貫八百文

草履拾足

但壹束ニ付五百文

但壹束ニ付武百八十文

四拾八文

トクサ五本之代

三百文

燈心拾把代

右ハ大学校當正月中諸入用仕上書面之通相違無之候、以上

但壱把ニ付三拾文
付木廿把代

午二月 澤大學大丞 印

留守長官 御中

(くまさわえりこ) 早稻田大學大學院文學研究科博士課程)

百四拾八文

但壱把ニ付七文式分

藥懽直し代

銚前坪壱ツ代

百文

六拾文

武百文

百五拾文

式百八十四文

五百四十八文

金式分

金廿七両式朱

金式兩也

金五百文式朱

但、宿直主簿史生校生并使部給仕江給り候代

金五両式文式朱

山常首三十部代

金式兩也

但、表講義之節教官江御貸相成候品代

金百両也

但、當正月初旬支給御用儀ニ付大野大主簿東下之節給り金
合金十三拾三両壹朱百七拾文

入高ト差引

金四百廿八両壹朱百三拾文 翌月江越高